

国又は地方公共団体の機関の住民基本台帳閲覧について

1 住民基本台帳の閲覧の予約について

閲覧の予約は、1月前から市民課届出証明係で受け付けます。

2 閲覧の申請について

原則として、閲覧を希望する日の1週間前までに、住民基本台帳閲覧請求書を提出してください。

閲覧請求書には、犯罪捜査等のための請求書とそれ以外の請求書がありますので、ご注意ください。

3 住民基本台帳閲覧請求書の書き方について

(1) 請求機関の名称

「総務省」、「〇〇市長」などが該当します。

(2) 請求事由

理由を具体的に記載してください。

(4) 請求に係る住民の範囲

町・字の区域等により可能な限り限定してください。

(5) その他の項目

内容が具体的に分かるように記載してください。

4 閲覧者の本人確認について

閲覧者は、職員証を持参してください。

職員証に写真が貼付されていない場合は、職員証のほかに、住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）の本人であることが確認できる書類を持参してください。

佐野市役所 市民課 届出証明係

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

(Tel 0283-20-3016)

佐野市長 様

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の規定により、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称	(電話 — —)			
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求を必要とする事務の内容				
根拠法令				
請求事由を明らかにすることが困難な理由				
請求に係る住民の範囲				

(注) 犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難なものの場合にご使用ください。

閲覧時間	午前 時 分 ~ 午前 時 分
	午後 時 分 ~ 午後 時 分
	時間